

第 6 4 号議案

豊川市災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について

豊川市災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 2 8 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

豊川市災害派遣手当の支給に関する条例（平成 8 年豊川市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）<u>第 4 条の 5</u>の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき、災害応急対策若しくは災害復旧、国民の保護のための措置の実施、<u>特定新型インフルエンザ等対策</u>の実施又は復興計画の作成等のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対して支給する災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）<u>第10 条</u>の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき、災害応急対策若しくは災害復旧、国民の保護のための措置の実施、<u>新型インフルエンザ等緊急事態措置</u>の実施又は復興計画の作成等のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対して支給する災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。